

### 近世琉球の王府制度に関する一考察：「お かず書」・「結状」の分析を中心に

豊見山, 和行 / TOMIYAMA, Kazuyuki

---

(出版者 / Publisher)

法政大学沖縄文化研究所

(雑誌名 / Journal or Publication Title)

沖縄文化研究

(巻 / Volume)

15

(開始ページ / Start Page)

61

(終了ページ / End Page)

109

(発行年 / Year)

1989-02-28

(URL)

<https://doi.org/10.15002/00002621>

# 近世琉球の王府制度に関する一考察

——「おかず書」・「結状」の分析を中心に——

豊見山 和行

はじめに

近世の琉球王国をいかなる国家として把握するかという問題は、その前提としての古琉球国家の内実を無視してはありえない。旧来の研究史において、琉球王国の官僚機構や官人制度についての研究成果は、決して豊かとは言い難く、むしろ深く検討されないまま放置された課題が少なくなかったと言えよう。その中であって、高良倉吉『琉球王国の構造』（吉川弘文館、一九八七年）は、古琉球国家における官人制度をはじめめて全体的に明らかにした点で画期をなすものである。前掲書は、主に古琉球（島津氏の琉球侵略以前の琉球）社会を論じているものの、その分析射程は近世社会にまでおよんでいる。古琉球辞令書という同時代史料を基本にすえることによつて旧来の研究を乗り越え、さら

に近世琉球社会の構造分析においてもさまざまな示唆的見解が提示されている。その中で、近世琉球の諸制度は、古琉球に確立した諸制度をほとんどそのまま継承していたことを明らかにした点は重要である。<sup>(1)</sup> ゆえに、今後の近世琉球研究は、高良氏の築いた古琉球国家論の成果を基礎として、その批判的摂取が不可欠となっていると言っても過言ではない。

さて、本稿の目的は、以上の研究状況を踏まえ、高良氏の研究にあっても未解決の問題、すなわち官人の任職方法の具体的な在り方について近世を中心に検討することにある。近世における任命方法を確定することによって、古琉球期のそれが浮かび上がってくると考えられるからである。右の課題へ迫るために本稿は、旧来ほとんど注目されることのなかった「おかず書」・「結状」という文書様式をとりあげ、さらに、それらに関連したいくつかの問題をも検討することとしたい。

### 一 「おかず書」の基礎的検討

琉球王国の任職方法に関して一早く言及したのは、伊波普猷氏である。伊波氏は、以下のように述べている。<sup>(4)</sup>

ウカズイ（おかず）…琉球方言。公儀で人を職に任ずるに当たり、その姓名を録して上司に伺ふこと。上申。<sup>(5)</sup>ウカズイガチ（上申書）。

伊波氏のこの見解は、基本的に修正されることなく現在にいたっている。そのことは、高良倉吉氏

の次の理解<sup>(5)</sup>からも確認されよう。

おかず…推挙、推薦の意。近世史料に出てくる用語。首里王府時代、役人の任職・出世は人体・勲功を勘案して同僚もしくは上司による推挙の形をとり、王府の審査をへて決するならわしであった。

伊波・高良両氏の上記の説明に若干付記するとすれば、文書の表記上ではほとんどが「おかず」になっているが、やはり伊波氏の指摘するように「おかず」と濁点を付して訓むべきであろう。伊波氏の見解がいかなる根拠に基づいているかについては、不明である。

しかし、筆者が伊波氏の見解を支持するのは以下の理由による。すなわち、「翁長親方八重山島規模帳」<sup>(6)</sup>（咸豊六年・一八五六）の第十一條は、「おかず」と明瞭に濁点を付している。管見の限りでは、現在のところ濁点を付した唯一の史料であるが、文書の表記ではしばしば濁点が脱落することは、次の事例から容易に理解されよう。すなわち、「さばくり」という地方役人の呼称は、文書の表記の上ではほとんどといってよいほど「さはくり」である。このように琉球語を平仮名表記する際、濁点の脱落は一般的であり、濁点の付してある資料は逆に貴重な事例なのである。<sup>(7)</sup> 以下、本稿では史料引用の場合を除き、基本的に「おかず」と記すことにする。

さて、以上のように「おかず」という琉球語は、官人任職のありかたを探る上で独特の位置を占めていることが了解しえよう。これらの点を念頭において、両氏の見解では明らかにされていない課題

を次に挙げて見よう。まず第一に、「おかず」という文言が何時から使用されるようになったのかという初期の問題が不明であること。第二に、「おかず書」の形式に関する実証的分析が欠如していること。第三に、この「おかず」という形式の有する機能は、首里王府の権力構造の中でどのように位置付けられるか、という問題などがそれである。

## 1 初期の問題

管見の限りにおいて、「おかず」という文言の初例は、康熙二十六年（一六八七）十一月二十一日付、八重山島在番・野国親雲上宛安里親方の「覚」<sup>(8)</sup>に見られる。それを示すと、

覚

波照間首里大屋子儀、最早年之儀候間、位おかす可仕候得共、唐江流着此節御当地に參着候処、於唐流罪人為走候、(中略)何そ科ハ無之候間、位おかす在之候而も不苦候間、來春可被申越候、為引合如斯候、以上

卯十一月廿一日

安里親方

在番  
野国親雲上

というものである。この「覚」から少なくとも次の点が指摘しうる。(一)この「覚」における「おかず」の用例は、任職ではなく「位」<sup>(9)</sup>爵位の申請に使用されていること。(二)「おかず」の用法を所与

のものとして使用していること。要するに、この「おかず」という表現は、爵位の申請にも使用され、かつ一六八〇年代には官人用語として一般的に用いられていたことを示している。一般的に使用されていたという意味は、前掲史料以外においても「おかず」という用例は頻出するからである。

では、この「おかず」という用法の初期は、何時まで遡れるであろうか。結論を先に示すと、古琉球時代においてすでにこの用法は確立していたと推定する。同時代史料である古琉球期の「おもろさうし」や金石文には、この用例は見当たらない。また、古琉球の言葉を知る上では不可欠の古辞書、「混効験集」(二七一一年成立)にもこの言葉は収録されていない。しかしながら、以上の諸点にあっては古琉球起源説を否定しえないと考えられる。その理由は以下の点にある。

すなわち、この言葉が一貫して平仮名表記であることに留意する必要がある。もし、この言葉が島津氏支配後に薩摩藩(広く言えば、日本社会)から導入された言葉であるならば、薩摩藩においても使用されてしかるべきである。しかしながら、管見の限りではそのような用法は見当たらない。古琉球においてすでに確立した琉球語は、島津氏支配下にあっても根強く使用されていた。その例としては、前述の「さばくり」の他、「おまか人」(地方役人の総称)、労働単位を現す「すかま」等々の古琉球語は、近世においてもそのまま平仮名で表記され続けているのである。

さらに、右の傍証として古琉球の官人任命方式と「おかず」(推挙)による近世でのそれとの比較は有効であろう。古琉球における官人任用を若干ながら窺えるのが、十五世紀半ばに琉球に漂着した

朝鮮人の見聞である。それによれば、

一、朝官。凡そ人を用いるには、在位の人の薦挙に聴う。(後略)とある。ここには、「おかず」よると明記しているわけでは勿論ない。しかし、「薦挙」Ⅱ「おかず」とみて大過ないと思われる。ともあれ、古琉球においても官人の任用に「薦挙」という形式が採られていた点は重要である。「おかず」という表現を行っていたかは不明であるが、近世における「おかず」行為はすでに成立しているからである。

さて、この言葉の使用方法には、二通りの表記法がみられる。前掲「覚」に見られるように単に「おかず」と記す場合と、次に示すように文書形式を採るものがある。<sup>(10)</sup>

一のろこもひ代合之砌き、親類并所之掟・頭ミ・目差よりおかず書差出候得き、人柄聞合、大ざはくり次書二両惣地頭次書を以、御物奉行方江差出、言上相済、写両惣地頭よりざはくり方江被相届候得き、其面江番毎方よりも触渡候事

このように「おかず書」というように文書に認ためて提出する場合が見られる。「おかず」とは、本来口頭によって推挙するものであったものが、やがて文書に認ためる「おかず書」という書式が定着するようになったと推測される。すなわち、古琉球においては口頭による推挙形式であったものが、やがて近世においては官僚機構の整備、複雑化にともない推挙の意思が、文書によって表現されるようになったと考えられるのである。

## 2 中央官人の任用形式と「おかず」

伊波・高良両氏に従って「おかず」という言葉を手掛かりに、官人任用を簡単にみてきたが、ここでは「おかず」(推挙)にあずかりうる官人の範囲を確定しよう。

まず、中央官人Ⅱ首里王府(以下、単に王府と略す)の官僚機構における実態を検討しよう。<sup>(11)</sup>

御書院童子・御小姓之儀、跡ミ者十二人之御模二て候処、去年十二月六人二被仰定置候、然者六人之内髪結候得者、新入之方御宮仕并樂之稽古方及延引、御用向差支可申候間、前以右稽古人数下庫理并其外之童子方より見合、おかず差出候ハ、及言上、稽古被仰付度奉存候、稽古成就次第片髪人数おかず仕候ハ、其代者稽古人之内被仰付度旨、御書院方申出趣有之、私共江も同意存候間、向後右模可被仰付事、以上

戌六月二日

雍正八年(一七三〇)

すなわち、国王に近侍する童子・小姓の減少に伴い、支障にならないよう前以下庫理(王府の諸規式をつかさどる機関)の童子や他の童子から「おかず」(推挙)という手続を踏むものとされている。ここでは「おかず」の主体は、書院方である。他の一例をあげると、

<sup>(12)</sup>

高所大屋子役之儀、此中黄八巻迄を限り相勤来候得共、依人体歳頭見合おかず申出候ハ、当座

位迄者被成下度旨、高奉行申出候、勘定座大屋子役之儀も人体次第当座位迄者被成下事二而、同格之役職ニ候間、申出之通被仰付被下度奉存候事

亥六月四日

乾隆八年（一七四三）

とある。すなわち、旧来の高所大屋子の爵位（黄八巻）から、人体を勘案し推挙（おかず）してきた場合、勘定座大屋子同様に当座までは昇進しうるものと規定している。ここでの「おかず」主体は判然としないが、同大屋子と同ランクの者と高奉行にあると推定される。

進貢船（大唐船・小唐船）の乗組員の交替に際しても、「おかず」という形式が採られていた。例えば、道光二四年（一八四四）の進貢船々頭の交替の際、二年前に渡唐した小唐船の佐事の中で「勤功・船柄抽候者」がいたならば、船頭への「おかず」<sup>13</sup> Ⅱ人選対象とする、とされている。また、渡唐役人の従者の人選においても「おかず書」が用いられていた。そのことは、道光三〇年（一八五〇）に渡唐した田里筑登之親雲上（北京大筆者）は、牧志里之子親雲上（北京大通事）と連名で上役の勢頭・大夫へ次のような「おかず書」を上申ししていた。すなわち、泉崎村次男・友寄筑登之は北京での薬種購入に巧みであり、北京宰領人として適任である旨の「おかず書」を作成していたのである。<sup>14</sup>

このように王府の中央官人の交替において、「おかず」という形式が採られていたことは明瞭になったといえよう。ただし、すべての中央官人の交替において、この「おかず」という形式が採られていたかどうかは、現在のところ史料の制約から確認しえない。三司官の交替は、「入札」という形

態であり、<sup>15</sup> 明瞭に「おかず」という形式ではない。また、地頭職の相続は「おかず」形式ではなく、親類による相続願いという形式である。<sup>16</sup> しかし、これらの任職や相続継承においても集団の意思による推戴という点で共通の論理が働いているとみなしうる。

### 3 地方役人の任用と「おかず」

次に、間切・村の地方役人制度における「おかず」の用法について検討してみよう。両先島を除く地域の役人制度を概観すると以下ようになる。まず、間切のトップに地頭代一員が存在する。その下に首里大屋子一員、大捷・南風捷・西捷各一員、さらに各村には嚮役人として村名を冠した村掟が設置されていた。以上の純然たる行政官のほかに、夫地頭という間切役人に任職しうる身分も存在した。これらの役人層は「おゑか人」と称され免租特権を有し、かつ一定の給地を保証されていた。他に神女のノロ（ノロクモイ）も給地を有する「おゑか人」であり、古琉球にあっては国王による直接の任命をうけていた。

要するに、首里大屋子以下ノロにいたる「おゑか人」層は、古琉球では直接国王と結びついた間切・シマ（近世の村に相当）の役人であった。これらの地方役人層に対する国王による任命は、一七世紀半ばに転換がおきる。すなわち、羽地朝秀（向象賢）の一連の改革によって下級役人への国王による辞令書（御印判、御朱印）の発給は廃止されたからである。そのことは、「球陽」（巻之六）尚質

王二十年（一六六七）の項によれば、

征昔の世、貴賤重軽を論ぜず、官職を授賜するに、即ち御朱印を以てす。今年改定して、金奉行・貝摺奉行・螺頭奉行・勢頭・筑登之・諸蔵役人・親見世役人・問役・唐主部・久米村掟・那覇大筆者・脇筆者・諸郡酋長・掟・目差・祝女・三平作事掟・太平山八重山脇首里大屋子・栄良比等は、官職を授くといへども、御朱印を授けず、高官・重職に擢んずれば、即ち此の印を賜ふとある点に明示されている。諸郡酋長以下が地方役人である。では、国王からの直接的任命によらないならば、いかなる方法によって地方役人の任職がなされたのが次の問題となろう。

以下、久米島を例にとつて具体的に検討してみよう。まず、間切の長たる地頭代の交替は次のようになされた。「久米仲里間切公事帳」<sup>18</sup>（道光十一年・一八三一）によれば、

一 地頭代替合之節、在番二而跡役可相勤人見合、両三人寄書を以両惣地頭江差越候者、其内合見合人体相究、おかす申出、及言上候事

と規定されている。すなわち、地頭代役の交替方法は、王府派遣の常駐官たる在番が二三人の候補者を首里居住の両惣地頭（当該間切の領有者）へ上申し、両惣地頭は適任者を選び王府へ任命の申請（おかず）をなすものである。ここでは、在番の推挙、両惣地頭の選定、王府への任命申請、というように重層的に申請がなされ、最終的には両惣地頭の「おかず」、国王への言上によって地頭代の任命が完了する。

夫地頭は、次のようになされた（以下、注記しない限り前掲「久米仲里間切公事帳」による）。

一 夫地頭代合之節、在番并地頭代二而人柄見合、両三人寄書を以致連判、両惣地頭江差越、右同断

すなわち、夫地頭の交替には、在番・地頭代が二三人の候補者をあげ、かつ在番等の「連判」をもって両惣地頭へ申請する。後の手続きは地頭代の場合と同様である。在番・地頭代の連名による申請がなされている点は、留意すべきである。

間切掟たる首里大屋子<sup>19</sup>・大掟の交替も夫地頭の場合と同様である。次に村掟の場合を検討しよう。

一 諸村掟代合有之節ハ、在番・地頭代・大さはくり相合、目差役之内合能人柄勲功相調部、両三人寄書を以、地頭代・大さはくり連判、在番次書を以両惣地頭江差越、右同断

村掟の交替は、大さはくり（間切掟）・地頭代・在番が目差役から二三人を選定し、地頭代の連名に在番の次書を添えて両惣地頭へ申請する。注目されるのは、連名者は大さはくり・地頭代のみでなされ、在番は一ランク上の立場から次書をなしていることである。

目差役の交替は、村掟とはほぼ同様であるが、その候補者は大文字や両惣地頭家の奉公経験者の中から推挙された。間切を領有する両惣地頭と間切・村役人との結合関係が、ここに示唆されている。

村の下級役の染物文字も目差の交替と同様である。ただし、染物文字は貢布制に關与することから両惣地頭は、申請書に次書をして王府の収納座へ提出し、取納座の御印紙（任命書）を受ける。以上

の諸役人は、両惣地頭の「おかず」あるいは「次書」を必要としたが、以下の下級役人は次のようになされていた。

村の島文字の交替は、その一ランク上の役人による推挙がなされ、在番によって任命（在番印紙）されていた。

間切横目は、王府機構との関係でいえば神社座に統括されていた。つまり、同役の交替には上記してきたように両惣地頭の次書を添え寺社座から任職の許可が降りるのである。諸村の耕作当・加治細工・船筑・定作事の場合は、「構之役々」（管轄の総耕作当等）の申請を地頭代・大さばくりの「おかず書」を在番・両惣地頭の次書を添え高所へ提出する。年貢生産に関与する高所と農民の耕作状況を監督する耕作当の関係がここに示されている。さらにまた、榊取役の交替も同様な論理で処理された。すなわち、「おかず書」は年貢収納に関与する取納座へ提出されているからである。異国船等の監視に当たる遠見番人は、異国方を管轄する「御鎖之側」による任命であった。

村の所役は、在番による任命と村の暖役人によるものに大別される。前者は、水道当・上木当・村小横目・浦廻人等があげられる。後者は、村佐事・布屋下遣・観音堂当等があげられる。

久米島には中級神女の君南風が設置されている。この神女の交替は、

一 君南風代合之砌ハ、由緒見合親類中願書二両間切地頭代・夫地頭・大さはくり中吟味之上次書

二 在番奥書を以、両間切両惣地頭江差越、彼次書二而御物奉行方江差出、及言上相濟候事

とあるように、二間切にまたがる様相を示している。同神女役の交替の発議が、まず親類中からなされている点については留意する必要がある。すなわち、上記の諸役人交替には親族による推挙は見られないのに対し、前述のノロクモイとこの君南風役においては親類中の意志が優先するのである。他の神女（両先島の大安母）も同様に親類中の推挙がまずなされる。このことは地方神女職の継承の論理において、神女の親戚による決定を承けて、王府は任命していたことを示唆するものと考えられるのである。<sup>(20)</sup>

次に、「おかず書」の具体例を乾隆二七年（一七六一）における内間ノロの交替<sup>(21)</sup>の在り方から検討してみよう。同年八月十一日付で前任の内間ノロの死去が、その親類と前夫地頭によって王府へ報告され、次のように跡役の申請がなされた。

覚御印

当歳式拾

西原間切嘉手刈村内間御殿守嘉手刈筑登之親雲上女子

か  
な

右内間のろこもい、去ル七日致死去候間、跡のろこもい被仰付被下度奉願候、此旨宜様御取成奉頼候、以上

巳九月

親類嘉手刈村

同 嘉手刈筑登之親雲上

同

同 玉那覇筑登之親雲上

同

同 嘉手刈筑登之親雲上



右申出之通、人柄相兼<sup>(15)</sup>之者御座候間、願之通御取持被下度奉願候、此旨宜様御取成奉頓候、以上

巳九月

右申出之通、相違無御座候間、御取持被下度奉存候、以上

巳九月

右申出之通、被仰付度奉存候、以上

巳九月

同 嘉手苺筑登之親雲上

同 嘉手苺筑登之親雲上

同前夫地頭

同 伊田親雲上

同 伊田親雲上

同 伊田親雲上

西掟 掛福にや

南風掟 宮平にや

大掟 小波津にや

首里夫屋<sup>(21)</sup> 小波津筑登之

地頭代 掛福親雲上

掛福親雲上

検者

佐久本里之子親雲上

仮惣地頭

辛地里之子親雲上

大兼御堅人親

崎原親雲上

同 仲村親方  
同 内間親方

以上にみるように、嘉手苺筑登之親雲上の女子・かなを親類代表の五人、同村の前夫地頭が「おかず」の主体となり、間切掟、検者の次書を加えて西原間切を領有する大美御殿へと上申されていたのである。他の間切では両惣地頭が最終的に王府へ許可を申請する形式であったことは、道光十三年（一八三三）の大湾ノロの交替時の在り方からも了解されよう<sup>(22)</sup>。

次に、沖縄島地域の間切制度とは若干異なる、宮古・八重山（両先島）における状況を検討しよう。両先島の役人制度の特徴は、首里・那覇に集住する士族の知行地から除外されていた。すなわち、この地域には村を領有する脇地頭、間切を領有する両惣地頭制が適用されていないのである。概観すると、以下のような役人制度であった。

両島ともに三間切であり、各間切の長として頭役があり、その下に首里大屋子・与人・目差（大目差・脇目差）・大筆者・脇筆者・蔵筆者・若文字・惣横目等の諸役人が存在した。諸役人は基本的に、島行政官衙たる蔵元所在地に集住していた（宮古では平良、八重山では四箇）。そして、その在地の島役人を統括する在番・在番筆者が、三年交替で王府より派遣されていた<sup>(23)</sup>。

島役人の交替方法をみてみよう。「与世山親方宮古島規模帳<sup>(24)</sup>」（乾隆三三年・一七六八）によれば、

一 右役<sup>(25)</sup>、代合之節、在番筆者ハ罷下候ハ、早速賦合在番ニ而申渡、尤何某相勤候段ハ早便令御

問合可申上候、頭者於御当地御見合次第可被仰付候、下知役者在番・頭二而人体相しらへ、おかす可申出候、地功者ハ各構之下知役二而人数寄地功者を以総主取方立申出候ハ、相調部、在番・頭吟味之上可申渡事

と規定されている。頭は王府の選定次第に任命し、下知役の任命は在番・頭によって王府へ推挙（おかす）するものとなっている。村の地功者は下知役によって候補者を蔵元の総主取方へ提出し、在番・頭によって任命されるものという規定があった。以上の規定は八重山でも同様であった。

これらのことから、両先島においても役人の任命には「おかす」という形式がとられていたことが明らかになったといえよう。すなわち、同役あるいは一つ上位の役職についている者が、さらにその上位の役職の者に推挙すると言う形式であった。その形式には、大づかみに言って、王府まで推挙を必要とする役職と島レベルでの推挙・任職に大別される。

さて次に頭役の任命をめぐる問題をやや立ち入って検討してみよう。かつて筆者は「頭の任命は古琉球時代は王による直接的なものであったが、近世期に入り（初期は不明）首里大屋子・与人の役にある者のなから、藏筆者および目差以上の役人による選挙（札入）をへて国王が任命する形態となる」と略述した。右の説明においては、「おかす」という形式には言及しえなかつた。ゆえに右の記載で不明確であった札入と「おかす書」との内的関連性を検討しよう。その手掛かりとなるのが、次に示す「覚」<sup>(26)</sup>（康熙四十年・一七〇一）である。

覚

<sup>(八重山)</sup>

其島頭役明合之節、跡役可相勤人入札被申渡候、諸役人替合之砌も各相談之上、乍両様秘密二而段々おかす書被差登候、然時者外向相聞得候儀、會而有之間敷候処、諸役人互相洩、内意共申出者有之、笑止二被思召上候条、向後不相洩様二弥可被入念候、乍此上及多聞内意申出者於有之者各可為不屈候、此由役替之刻堅固二可被次渡候、以上

〔巳〕十一月五日

右「覚」によれば、頭役の交替時の「入札」は他の諸役人交替と同様秘密裏に「おかす書」を王府へ上申すべきものとされていたにもかかわらず、現実にはその内容が漏洩していたことを示している。これから、「入札」も「おかす」形式の一種であることが判明する。「入札」に関して言えば、雍正十年（一七三二）に次のように若干の手直しがなされた。

覚<sup>(27)</sup>

（四条略）

<sup>(八重山)</sup>

一当島頭代合之節ハ諸役人互入札申渡、在番・頭見届之上、札数書付おかす申上事候得共、向後ハ此元二而右入札枝候儀無用いたし、諸役人差出候入札封尽総包いたし、在番封印二而可差登せ旨被仰下、具奉得其意候

旧来、在番・頭によって入札を開封し票数を記して推挙（おかす）していたものを、開封すること

なく在番の封印を加えて上申する形態へと改定された。この改定によって在地側の裁量権が、大きく狭められたことは推量に難くない。しかしながら、「おかず」という形式は廃止されることなく、存続していたのである。

なお、入札制に付言すると、入札制は両先島の頭職にのみ適用されていたわけではない。対中国外交の専掌集団（久米村）においてもみられた。久米村は、渡来中国人を中心に十四世紀半ばから十五世紀にかけて形成された集団であり、自ら唐宮のち唐榮と称するようになった。明朝王府制の強い影響があったことは、王相・長史・典簿等の官職名からも了解しうる。近世期における久米村の官職は、久米村総役（漢名・総理唐榮司）を最高位に、その下に、総役親方（紫金大夫）、長史（長史司）、久米村大筆者（属官大筆者）、大通事（都通事）、脇通事（副通事）、正議大夫、中議大夫等の構成をとっていた。<sup>28</sup> 具体的に例示してみよう。『球陽』（卷之八）尚貞王二年条（一六九一）によれば、素、唐榮の諸大夫、公同に人の才知を相議し、僉、呈文を具して以て薦挙を為し、以て総理唐榮司（俗に総役と称す）を授くる有り。今日に至り、諸大夫より以て通事に至るまで、各位、宜しく此の職に任すべきの人を擢挙し（内に某人の名並びに自ら用ふるの名印を紀し、外は亦封包す。俗に入札と叫ぶ）、固く名印を封じて法司に稟報し、法司、多く薦挙せらるるの人を以て聖上に転聞し、摺んでて総理唐榮司と為すことに改定す。其の入札、此れよりして始まる。とある。

右の諸大夫とは、紫金大夫・正議大夫・中議大夫のことをさす。すなわち、旧来、久米村での総理唐榮司は久米村総役の任職は、合議による「推挙」から投票（「入札」）による形態へと改定されたのである。注目されるのは、諸大夫全員の「呈文」による「薦挙」という点である。この形態は、これまで検討してきた「おかず書」と本質的に一致する形式である。久米村における「入札」の形態は、前述した両先島頭職の「入札」と同質である。要するに、久米村行政の最高位の任職と両先島役人の最高位のそれが、同じ原理に基づいていたということである。

なお、久米村総役の「入札」は、三司官によって開票され、その高得点者を国王へ「転聞」し、国王の任命となる。国王への「転聞」は、三司官による「おかず」行為とみなしうる。次に、入札を具体的に検討してみよう。

入札<sup>29</sup>

宮古島平良親雲上老衰にて役儀御断二付、跡役

辰五月七日

何首里大屋子

何某

平良親雲上老衰にて役儀御断二付、跡役入札之儀、別紙之本紙為念式通つ、相調、早便より可被差登候、此段及問合候、以上

辰五月三日

砂川親雲上

## 多良間島詰役人

下地親雲上  
根路銘里之子親雲上  
伊集里之子親雲上  
桃原親雲上

右の辰年は道光十二年（一八三二）にあたる。この入札形式から記名方式であったことが判明する。以上、「おかず書」「入札」の形式から任職方法を検討してきた。

しかし、「おかず書」はそれだけでなく、爵位の昇進にも用いられていたことは前述した通りである。次に、その爵位昇進の問題を具体的に検討しよう。

近世琉球社会の身分制は、家譜を有する士族（系持<sup>30</sup>）とそれを有さない百姓（無系）に大別される。しかし、爵位は、士族のみならず百姓にも授与された。ここでは、士族と百姓身分のほぼ中間に位置する両先島の役人と爵位の問題を検討しよう。

近世期における爵位制が、整然とした制度として確立するのは、雍正十年（一七三二）の「位階定」の制定を画期とする。両先島において爵位が問題となるのは、史料上の制約があるためその始期を確定しえないが、少なくとも一六八〇年代には、次のような問題が発生していた。すなわち、首里大屋子役であっても「無位」（無爵）の者が存在した。そのため同役より下位の与人が、長期在職や

高齢の理由で「筑登之座敷」位の申請（「おかず」）をなしたにもかかわらず、身分秩序の混乱を理由に却下されていた。同様に、目差の「赤八巻おかず」も却下されていた<sup>31</sup>。役職に対応する爵位授与が王府から許可されたのは、康熙三十三年（一六九四）である。その内容は、両先島は沖縄島の地下間切と同列に処理しえない特殊事情を考慮し、頭役の内一人は「座敷」位、首里大屋子は、「筑登之座敷」位に叙すというものであった<sup>32</sup>。

叙爵形式の一例を次に掲げ、いくつかの問題を見てみよう。

言上写<sup>33</sup>

- |          |         |       |
|----------|---------|-------|
| 一 請座敷    | 八重山島頭   | 宮良親雲上 |
| 一 請黄八巻   | 同島前     | 新城与人  |
| 一 請筑登之座敷 | 同島前     | 与那国与人 |
| 一 請赤八巻   | 同島前宮良自差 | 石垣にや  |
| (康熙三十三年) |         |       |
| 戊二月廿五日   |         |       |

右「言上写」からさしあたり次の点が指摘しえよう。第一に、このような叙爵様式が一般的であったこと。第二に、この「言上」とは国王への奏上であり王の裁可を得ると「写」としてそのまま叙爵文書となって下達されていること。第三に、頭を除く他の三人は一ランク上の役職への昇進に伴う叙爵要請であること。以上である。特に注目されるのは、第二点目の上申文書に「写」と付すことに

よつてそのまま下達文書としている点である。このことから三司官から国王への奏上は、直接口頭によつてなされ、その裁可も口頭によつたものと考えられる。

次に、叙爵をめぐる発生した問題をみる。「与世山親方宮古島規模帳」(乾隆三十三年・一七六八)によれば、

一 百姓役目勤候者共、所村一帳相調、蔵許江致格護置、尤其百姓煩等二而役目断申出候ハ、構之役人書付を以申出、在番・頭印紙を以跡役相立勤方申渡、勤功見合御位おかす可仕旨、跡々被仰渡置候処、其守達無之、御位おかす之儀在番・頭・役之何歟肝入相頼置候者引廻才覚有之候付、百姓等役目相勤候<sup>而</sup>も其詮無之いやかり候出、ケ様之風俗甚以不可然候、向後被仰渡置候通面付帳相仕立、勤功次第御位おかす可仕候、乍此上私曲之拳動有之候様相聞得候ハ、吃与可及御沙汰事

すなわち、本来百姓役目を勤めた者に対しては、その報酬として爵位推挙を規定していたにもかかわらず、その規定は形骸化し、在番以下諸役人との私的結合関係にある者が有利な状況になり、百姓役目を忌避する風潮にあった。そのため王府は、百姓役者の「面付帳」を作成し、その勤功を勘案して叙爵要請(位おかず)をなすように厳達したのである。ちなみに、百姓への叙爵は爵位制の最低位・青八巻からである。康熙三十三年(一六九四)に、青八巻を叙爵された八重山島石垣村横目・平川にやの叙爵形式も前掲の島役人と同様である。要するに、これらの事実が爵位の授与権は国王の大権

に属するものであったことを如実に示しているといえよう。

康熙四三年(一七〇四)、旧来、役職・爵位の「おかず書」には「忠書・歳付」の記載が欠けていたとして、以後のそれには「忠書・歳付」を義務づけた。<sup>(34)</sup>「忠書・歳付」の一例を以下に示そう。<sup>(35)</sup>

覚

御札歳四拾八

但赤八巻

ちやも洲録

- 一 道光七亥年より同十二辰年迄、五ヶ年村佐事相勤
- 一 同十三巳年より十七酉年迄、五ヶ年山のひや相勤
- 一 同十八年戌年より同三十戌年迄、十三ヶ年村筑相勤
- 一 咸豊元亥年より同三丑年迄、三ヶ年村筑相勤
- 一 咸豊四寅年より同六辰年迄、三ヶ年村佐事相勤
- 一 同六辰年御使為御用宮古島へ罷登首尾能相勤
- 一 同七巳年より当年迄、六ヶ年村筑相勤

(他八人略)

右者共事、点書之通勤功有之候間、別段被思召上、何卒但書之通此節御位頂戴仕候様、御問合被仰上被下度奉存候、此段御問合申上候、以上

御問答方

「御札歳」とは、毎年実施されるキリシタン改時の年齢である。ちやも洲鎌は、道光七年（一八二七）の村佐事五年を皮切りに、山のひや五年、村筑十三年、咸豊元年（一八五一）から再度村筑三年、同四年（五四）から村筑三年、同六年（五六）には王府派遣の儉使に随従して宮古島への旅役、同七年（五七）から同治元年（六二）まで村筑六年と、実に三十五年間村役を勤めていたのである。その勲功の報酬として赤八巻を申請していた。この勲功書が「忠書・歳付」である。このように村役ばかりでなく旅役も王府への勲功、すなわち奉公とみなされ、その役務経歴は「星功」と称されていた。例えば、平良にや（御札歳四拾九）は、同治元年赤八巻を申請する際の星功は、「一勲星八千九百式拾三日／一上国式度半／一七百日／一百日／合壹万九百式拾三日」と日数で表す場合もある。<sup>(36)</sup>

以上、主に阿先島を素材に検討してきた。このような状況は沖繩島地域でもほぼ同様であった。

4 「おかず書」と紛争

次に、「おかず書」がもつ機能をさらに追及してみよう。王国末期、ノロの交替をめぐる発生した一紛争の処理過程を素材とする。そのことは「おかず書」の役割が実態として有効であったか、換言すれば、その形式が社会的に生きた機能を果たしていたかを検証することにつながる。

同治七年（一八六八）、沖繩島北部に位置する羽地間切の一村落真喜屋村からノロの死去に伴う跡役ノロの申請が紛争の発端となった。事件は「真喜屋・仲尾次両村のろくもい難洪一件」と称された。<sup>(37)</sup>以下、それを用いて分析する。

同年十一月七日、「真喜屋のろくもい相果候付、跡役」は、真喜屋村の伊佐川掟宮平にや娘おた（十五歳）を立てる旨の「おかず書」が作成され、おたの親類前田井等掟親川にや・真喜屋村掟・下地人・耕作当等から羽地惣地頭家へ提出された。このことに驚いた隣村の仲尾次村の掟・下地人・耕作当等は、即座に同家へ次に訴えた。真喜屋ノロの跡役は前役を自村から出したように、今回も仲尾次村から相続者の前我部祖河親雲上娘を立てんと図っていたところ、真喜屋村は自村に相談も無くすでに「おかず書」を提出している。仲尾次村からの「おかず書」には、真喜屋村掟・役々の印形が得られず支障をきたしているため、惣地頭家より命じてその「おかず書」に印形を加えられんことを嘆願した。しかし、惣地頭家は即決し得ず、事の詳細を把握するために紛争当事者の主張のみならず、間切・村役人へも吟味を命じ、その書面を提出させた。

真喜屋村側は、同年十二月二十一日付の口上覚において以下のように弁明した。すなわち、真喜屋・稲嶺阿村中の老人まで吟味した。その趣旨は、(一)ノロの呼称は真喜屋ノロであること、(二)ノロクモイ地ノ役地・御嶽・ノロ殿内、さらに真喜屋ノロ元祖家跡も真喜屋村であること、(三)ノロ墓も真喜屋にあり、当村から勤めたノロのみを安置し他の遺骨は一切存しないこと、(四)古くから当村で真喜屋ノロを勤めてきたが、中頃にいたって当村のノロ親類中に女子の出生なきため余儀なく隣村仲尾次へ嫁となった嵩川の子を真喜屋ノロとした。ところが仲尾次方は、次々と自村の親類からノロを立て、「おかず書」を提出するなど忿心の挙動であること、(五)肝要なる神職を本来の村に戻すことは、神慮に叶うこと、(六)来正月元日から村中の諸願・「まてきや田方植付」の農耕儀礼等を控え、間切中の「立願」にも支障をきたすこと、等々であった。残念ながら、仲尾次側の陳弁が残されていないため、仲尾次側による反駁の論拠は探りえない。ただし、間切役人・村役人らの惣地頭家への吟味書(見付書)から断片ながら窺知することは可能である。仲尾次村役人の見付書も含まれているからである。地方役人等の見解は、仲尾次方支持、真喜屋方支持が相半ばする状況にあった。

まず、仲尾次方支持派は、源河村当呉我掟・呉我村屋我掟・仲尾次村我部掟・川上村田井等掟・同村夫地頭・仲尾村源河掟・源河村夫地頭我部祖河大屋子・同村夫地頭親川親雲上・饒辺名村夫地頭仲尾親雲上の村役人、南風掟玉城にや・大掟親川親雲上・首里大屋子鳥袋筑登之・勘定主取古我知大屋子の間切役人等であった。その論拠は、以下の諸点にある。(一)五代前から以降は、仲尾次方から立て

ていること、(二)前代のノロ任命に関しては、両村とも「書留・間切日記」等にも見当たらないものの、ノロ「おかず」の件は、所役人の申し出に、間切役々、地頭、両惣地頭の次書まで任命されるものである、ゆえに、前代同様にすべきこと、(三)真喜屋側の主張は、「往昔」に係わり現時点では糾明しがたいこと、(四)ノロ役は、居村からのみ立てるとは限らず、他村・他間切から勤める場合も少なくないこと、等々である。

真喜屋方支持派は、前夫地頭我部祖河親雲上・耕作当かな久場川・下知人仲村筑登之・同源河筑登之・真喜屋掟平良にや・赤頭宮平にや・同宮城にや(以上は、おとの「おかず書」に關与)・耕作当かめ川上・村下知人宮平筑登之・同与那嶺筑登之・谷田掟・真喜屋村上地にや・伊差川掟・同村宮平にや・振慶名掟・同村上里にや・当同村我部祖河大屋子・同稲嶺村親川親雲上の村役人、惣山当仲尾次村前親川親雲上・惣耕作当稲嶺村仲尾親雲上・羽地間切地頭代川上親雲上等の間切役人であった。その論拠は、前述した真喜屋村側からのそのそれと重複するものを除くと、(一)「間切公事帳」には、ノロ役替わりの節は真喜屋村から「おかず」するものと規定があり、代々真喜屋村役々が「おかず」を担ってきたこと、(二)旧来の形態に復しノロ元祖を再興すべきこと、(三)真喜屋は「往古」からの由緒があり、仲尾次は「近代」のことであること、等々であった。

以上のように、間切・村役人は真喜屋派、仲尾次派に割れる様相を呈し、決着は容易ではなかった。事態の遅々とした進捗に焦燥感を抱いた真喜屋側は、翌年(同治八、一八六九)二月五日付の「口上

「覚」で審議の早期解決を嘆願した。さらに同月十三日には、真喜屋・稲嶺両村の「口上覚」において、ノ口任命未決のため村中の諸願等の儀礼に支障をきたしているとして次の要請をおこなった。惣地頭家による早急の吟味が困難であるならば、脇地頭家による現地視察を加えて両所（惣地頭・脇地頭家）による裁許を下されたい、というものであった。

そして同年三月四日付で、係争村からの関係書面が一括して惣地頭家に上呈された。真喜屋村からは、「真喜屋村よりのろくもいおかす書 壹通」「同村右一件訴書 壹通」「同村よりの墓口はみ之時入め取立写 式さつ」他七通、計十一通、仲尾次村からは、「仲尾次村より真喜屋のろくもいおかす書 壹通」「同村より右一件訴書 壹通」「同村より元祖位牌名字写 壹通」他五通、計八通が西掟・南風掟・地頭代連名で差し出されたのである。以上の関係書類を吟味した結果、同年三月二十七日付で以下の裁許が下された。

本文申出之趣、委曲逐披露候処、のろくもい之儀、間切役々吟味之上、両惣地頭二も承届、おかすを以被仰付候付、仲尾次村前々よりのろくもい其通二而候処、今更何そ之訳度無之、其一气は差除真喜屋村より見合候方二は相成間敷、勿論仮二仲尾次村江相勤させ為置申二而真喜屋江はのろくもい本の様二申出候得共、其證據書跡迎も無之、尤間切内他間切二ものろくもい別村より勤居候儀多々有之候付而ハ、真喜屋のろくもい吟候迎、一定真喜屋村より継候筋二は有之間敷、又候のろくもい役地并御嶽・のろ殿内・元祖家跡等も居村二有之候扱与夫々を以も、真喜屋村よりの

ろくもい可出心当之申立二候得共、此の儀一切不相立、第一近例二其き相片付候を当然二而申出通二は御取持不被仰付、前のろくもい一气より被仰付候間、万一致存違、異変之儀も候ハ、御沙汰之程不輕答候条、聊大形被存間敷候、以上

附、のろくもいおかす書二早々印形可有之候

三二月廿七日

池城親方御印名宛

漢名筑登之親雲上

羽地按司御印名宛

宜寿次里之子親雲上

結論を先に言えば、仲尾次側の勝訴、真喜屋側の敗訴の処断であった。その理由は、(一)仲尾次村は、以前より「おかす」をもって任命されており、現在に至って真喜屋村が前代「一气」を破ることは許容しえないこと、(二)真喜屋ノ口の本家は、真喜屋村であるとの主張を支える明白な証書が無いこと、(三)羽地間切内のみならず他間切においても他村のノ口が勤める例は多々見られ、真喜屋ノ口との呼称から必然的に真喜屋村の継承権が保証されるものではないこと、(四)真喜屋側は、ノ口地・御嶽・ノ口殿内・元祖家跡が同村に存し、それを根拠に同村の正当性を主張するが、そのことも全く採り上げる根拠とはならない。旧例に其づくべきことを当然とはなしえない。前ノ口「一气」にて任命されたからであること。以上である。

この裁許で事件は完了したわけではなかった。真喜屋側支持の役人等は問責を受けたからである。すなわち、一件の直接当事者の伊差川掟官平にや、前我部祖親雲上兩名は、五百貫文の科銭（科松料



錢)を科された。その主文は、仲尾次村から勤めるノロを十分な根拠なく、真喜屋村に奪回せんとしたこと「甚不届」というものであった。また、地頭代川上親雲上は、間切中の総責任役として村からの訴にたいしては十分な穿鑿を加え、不確かな訴願は却下すべきものを受理し、さらにノロ一件での見解書も証拠のないものであり、「不届」と三百貫文を科された。その他の役々十五人も二百貫文から五十貫文の科銭を科されたのである。同年四月、真喜屋・稲嶺両村百姓中は、ノロ難渋一件の詫び証文を惣地頭家に上申し、同二十六日に真喜屋村側も仲尾次村の「おかず書」に同意した覚が差し出され、一件は終息した。以上が「真喜屋・仲尾次両村のろくもい難渋一件」の概要である。

以上の一件から了解されるように、王国末期にも「おかず書」が生きた様式として機能していたのである。

## 二 「結状」の基礎的検討

### 1 結状・印結・粘結

「おかず書」と並んで「結状」という形式の文書様式についても旧来の研究史にあつては、ほとんど注目されることはなかった。「結状」という文言は、正史「球陽」に集中的にみられるもののその様式、機能についての検討は等閑に付されままである。ここではまず語義から検討してみよう。「球陽」は、漢文で叙述されているゆえ中国での用法を示そう。

結…文状の憑証をなすもの。例えば宣誓書、保証状、承諾書、証明書など皆これを結という。印結、甘結、互結(二人以上の者が相互に他人を保証し合う文書)などの用例がある。<sup>(38)</sup>

やや具体的にみると、裁判の場においても右の形式は用いられるなど中国では一般的な文書であった。<sup>(39)</sup>琉球社会において「結状」という文言は、前述した「球陽」の他に外交文書集「歴代宝案」にも見られ、ほぼ右の「結」の意で使用されている。

以下、「結状」あるいはその形式に関係すると考えられる記述を「球陽」から若干の事例を示そう。

事例 a: 内金城嶽の拜殿を創建す(尚質王十三年、一六六〇)。

首里内金城嶽は、拜殿有ること無し。是の年に至り、邑人、僉、呈文を具し、請乞して募縁、喜捐、助資して拜殿を創建す。

事例 b: 始めて久米島に比嘉祝女を置く(尚貞王三年、一六七一)。

久米島山城邑は、原、仲里郡に属す。昔具志川按司(伊志喜那覇按司の次男なり)有り。佐場喜橋を改修して遂に褒嘉を蒙り、此の一邑を加賜して以て具志川に属す。此れに因りて比嘉・島尻等の村、祭祀を為すの時、必ず山城祝女を請ひて以て祭祀を為す。後、柳起新(浦崎親雲上康盈)総地頭の時に至り、恭しく呈文を具し新に比嘉祝女を設け、兼ねて其の祭を致す。

事例 c: 小波蔵邑、屢次災殃し、乞ひて其の田畝を還す(尚貞王二年、一六九一)。

真壁郡小波蔵邑に数畝の田地有り。往古の時より、以て神根所の田たり。毎年の祭祀は、必ず其の田地の稻穂を取り、例として神前に薦む。康熙甲寅に至り、再び経界を正すのとき、其の田畝を取りて高嶺郡に授給し、以て仲城里主地と為す。此れよりの後、根所の人家屢々火難に遭ひ、或いは人民夭死し、或いは著獸忽ち斃る。数年の間、祭祀の日に当る毎に、屢々災殃有り。(中略)是れに由りて康熙庚午年、郡邑の人、恭しく呈文を具し、乞ひて真壁郡に還す。而して災殃自ら息み、民人相安んず。

事例d：七郡の在番、奏請して職に陞すと改定す(尚貞王三十年、一六九八)。

往昔の時より、喜屋武・勝連・久志・今帰仁・本部・国頭・伊江等七郡の在番職は、両総地頭相共に商量し、擢んで在番と為し、交代の年期有らず。今年改定して、両総地頭、恭しく呈文を具し、其の人を保挙して在番職と為し、其の俸米の如きも、両総地頭、旧に仍りて之れを授く。(後略)

以上の四例には、明白に「結状」という文言はない。しかし、拝殿の創建に村人全員による呈文の提出(事例a)、比嘉ノ口設置のため村人による呈文(b)、災殃をまねいた根所(ニードウクル)の返還時における高嶺間切民の呈文(c)から「結状」の前身とみて大過ないと思われる。すなわち、事例dの両惣地頭による七郡在番職の「保挙」(「おかず」とみてよい)においても同様に呈文が用いられているからである。確かに、前者は百姓による呈文であり、後者は両惣地頭という次元の差異は存

するものの、ある要求案件を集団ないし単独で上級役職に要請する点では同質といえよう。

さらに「結状」形式と考えられ事例を掲げよう。

事例e：船手座の簿冊に、始めて那覇・久米村・泊邑の海船数目を載して、以て国用に便す(尚敬王二年・一七一四年)。

那覇・久米村・泊邑の海船数目は、御船手座簿冊に載せず。但船主の心に任せて、出海入巷して、嘗て信票を用ひず。是れに由りて、忽ち公用有るの時、屢々使用を欠く。是の年に至り、御船手簿冊に某人の船隻、其の帆機端、(中略)且他処に出行するの時は、必ず船主の結状を取りて、信票を給出し、以て出入せしむ。永く著して例と為す。

ここでの「結状」は、船主による保証状の意と解される。近世の琉球社会では、船頭は、船主に雇われる形態が一般的であった。それゆえ右の場合も船主と船頭が分離していたと想定してはば誤りではなからう。要するに、王府船手座が個々の船舶を掌握する一環として、船主が船頭に対する「結状」を船手座に提出する形態が、一七一四年の段階で制度化されたと言うことである。

以上のことから「結状」がいくつかの局面で使用されていたことは、明らかとなったと言える。だが、「結状」形式が最も多用されたのは、叙爵の際の申請においてであった。この点について同様に「球陽」から拾い上げてみよう。

事例f：与那国島松原夫婦の孝を褒奨す(尚穆王二十三年、一七七四)。

与那国島宇玉松原及び妻子戸那志は、天性孝順なり。乾隆十五年、其の母、世を没し、父再び妻を娶る。不幸にして父併び継母、共に結毒を患ひ、躬自ら起坐飲食するを得ず。(中略)夫婦昼夜輪流して、父母の側に侍居し、心を尽くして調養す。且双親の平生嗜む所の物を各処に購ひて之を進む。已に七年を歴るも、保養少しも怠惰すること無し。父寿七十有一、母年五十にして死す。又島人と相交りて和睦す。本島各役併びに在番・頭目等村民に粘結して尙呈し、其の事を報明す。朝廷、彼の外島の人にして能く此くの如くなるを嘉し、松原を賞して階越して筑登之座敷に陞せ、並びに白棉布二端を賜ひ、妻を賞して白棉布三端を賜ふ。すなわち、松原夫婦の善行(父母への孝)に対して、村民の推挙に該島役人・八重山島頭・同在番が連名(粘結)していた。

粘結の他に印結という形式も「球陽」には散見される。例えば、尚穆王三十九年(一七九〇)三月十一日条に、西原郡津花波村の掛福親雲上の善行(農耕奨励、貧農への救恤米・銭、王府へ献金等)により、「善行善教は、郡中を益す。特に褒奨を祈る等の由、各村頭目具文し、保長併びに儉者・県主・大美御殿大親・田地奉行等の印結を粘添して、朝廷に稟明す。仍りて座敷位を賞す。」とある。右のことから印結とは、署名の下に印を押す連印による「結状」を指すものとみなしうる。

以上、結状・印結・粘結の形式に共通する特徴は、村の役人による推挙を上位の役人が次々に承認の印を加えるという点にある。「球陽」での印結は、村役人(掟等のさばくり層)から上級役人へと次書される場合において多用されていた。このことは、前述した「おかず書」と共通の原理に基づいていることを明示している。原理の同一性が起こる根本的理由は、次のように理解すればある意味では当然のことである。すなわち、結状・印結・粘結とは、「おかず書」をたんに漢文式に言い換えたものにほかならない、ということがそれである。

さて、「球陽」の叙述は近世中期以降、あたかも褒賞記事の羅列の様相を呈するようになる。そして、時代が降るにしたがって被賞者の階層は、一般農民が増加してくる。この褒賞の持つ意味について、金城正篤氏は「農村の疲弊化はしだいに極点に近づいて進行し、矛盾が顕在化しつつあり、その安全弁として部分的に一般農民を「褒賞」することによって、矛盾の爆発を一時的にでも避けなければならなかったこと」<sup>(40)</sup>にあると解した。確かに王国は近世中期以降、深刻な農村の疲弊化に喘いでいたことは事実である。だがその事から直接に「矛盾の爆発」防止策へ結び付けるには、なお検討の余地があるように思われる。その点を以下、検討してみよう。

金城氏がすでに指摘しているように、地方役人の褒賞理由は百姓の「指導・監督」、農村疲弊化の「たてなおし」に励んだことにある。一般農民の褒賞理由は、「孝行であり、隣り近所や親類の極貧者の救済であり、また、いそいそと所定の年貢を完納した」ことや「灌漑・開墾」の「功労」にある。現象面でのこのような王府の褒賞は、実は確定された方針に基づいて実施されていた。

すなわち、雍正十年(一七三二)、王族から百姓に至るまでの身分上の爵位を整然と規定した「位

〔41〕「階定」が發布された。この「位階定」中に地方役人や百姓の叙爵規定が次のように設けられていた。摘記すると、地方役人は、年齢に関係なく役職の序列に応じて叙爵する。ただし、間切を「引起」すほどの功労者には「勢頭座以上座敷迄」の爵位に叙す、とした。百姓の場合は、村への寄与、すなわち他の百姓を「引起」す等の功労者へ叙爵する、としていたのである。「位階定」には、善行による叙爵規定は見られない。しかし、その三年後に發布された「久米仲里間切公事帳」には、「諸士・百姓善行之類」を王府へ報告することを義務化している。善行の本身は多様であるが、王府が企図した善行とは前述したような間切・村を「引起」す行為であり、さらに「孝」の実践であった。そのことは、「位階定」と同年に發布された「御教布」に明記されている。「御教条」は、毎月一・十五日、間切番所において地頭代以下、文字までの役々が読み合わせ、村番所では百姓を集めて読み聞かせるものであった。要するに、「位階定」「御教条」「間切公事帳」は、身分秩序を儒教イデオロギーに基づいて整序化する意図が込められていたことを示している。<sup>(42)</sup>すなわち、百姓への叙爵は、儒教イデオロギーの上からの注入という政策によるものであった。そして、その叙爵様式に「おかず書」が用いられていたのである。百姓への叙爵は、金城氏が説くように「安全弁として部分的に一般農民を「褒賞」することによって、矛盾の爆発を一時的にでも「回避するためではなかった。王府の本来の意図は、儒教イデオロギーの上からの注入による身分秩序の再編にあった。儒教的善行の奨励として地方役人や百姓への叙爵がなされていたのである。中期以降における叙爵記事の増大はそのことの反映で

ある。そして、王府財政の窮乏が深刻化すると比例して叙爵記事も増加していったと推測される。すなわち、王府は、江戸上りや冊封使の迎接費用の捻出に苦慮し、さらに台風等の災害によって慢性的財政窮乏化から脱却しえなかった。ために、王府はその危機を地方役人や富裕な百姓から米銭の「奉借」で補填することによってかろうじて回避していたのである。

例えば、乾隆五十年（一七八五、天明五）の飢饉の際、国中に奉借を募り約四百二十人の地方役人、百姓から銭十七万一五〇貫文、粟二七石余、米十石を得た。奉借に応じた人々が、褒賞にあずかったのはもちろんのことである。道光十七年（一八三七）、尚青の冊封に際しても同様に国中から米銭の「借貸」がなされた。すなわち、約四百人から銭十四万五千貫文の「借貸」にたいして叙爵（階越と称す）がなされたのである（「球陽」）。以上のような「奉借」に対する叙爵・昇叙記事は、時代が降りるにつれて増加していった。この点は、金城氏の指摘する通りである。

以上の検討の結果、「結状」「粘結」「印結」という形式は、「おかず書」と本質的に同一であることが判明したといえよう。

## 2 請封と結状

「結状」形式が、このように士族から百姓に至るまでの位階制を整序・再生産する上で重要な機能を果たしたのであるが、国王も「結状」と深い関係を有していた。すなわち、琉球国王への就任儀礼

冊封の要請には臣下層連名の「結状」が、中国へ上申されていたからである。以下、その点について検討しよう。

琉球王権は、冊封を受けることによって王権を最終的に仕上げる特質を有していた。その特質は、島津氏支配下においても変化することはなかった。しかし、島津氏支配下では、王位継承時にその承認を得なければならぬという支配・隷属関係が存したことから、東恩納寛悼氏に代表されるように冊封関係は形式的関係にすぎないという理解が一般的である。<sup>(43)</sup>しかしながら、この見解は、冊封の持つ意味を子細に検討した上での結論ではない。筆者は別稿において、琉球・中国間の冊封の政治機能について言及した。ここでは、やや視点を変えて、琉球・中国間における冊封関係の構造の一端を検討する。<sup>(44)</sup>

琉球王権の交替には、王世子の表文と臣下層連名の結状が必要とされた。ではこの結状の始期は何時に求められるであろうか。管見の限りでは、尚真王死後、その世子尚清の請封時と考えられる。すなわち、「明実録」嘉靖十一年（一五三二）四月壬午条に「初め、琉球中山王尚真卒し、其の世子尚清、使を遣わし貢を入れ封を請う。（中略）是に至りて、復た其の正議大夫・金良等、方物を貢獻し、並びに國中臣民の結状を以て来上す。礼部に詔し、議して使を遣わし冊封す」という記載がそれである。この記事からは、結状の上申理由を探ることは困難である。結状上申の経緯は、尚清の冊封使・陳侃著「使琉球録」<sup>(45)</sup>から窺知することができる。すなわち、世子尚清の表による襲封要請を議した礼

部は、尚清の正統性を疑い、琉球の長史司にその真偽を調べさせ、欺くことなかれと戒めて請封を却下したのである。そのため長史・蔡瀚等は、調査の結果「輿民より勲戚に達するまで、同然一辞、僉曰く、尚清は乃ち先王真の家嗣にして、立ちて世子と為ること年有り」と報じた。すなわち、この尚清の正統性保証として上申された文書が、前掲「明実録」にある「國中臣民の結状」にほかならない。要するに、琉球側の連名保証文書を明側は、中国社会で一般的に使用されている結状と同様のものとして処理したのである。これが琉球・中国間の冊封関係において結状が登場した経緯である。以後、琉球の請封には結状が不可欠となる。<sup>(46)</sup>

冊封関係における「結状」の具体例を以下に検討しよう。「結状」による請封の実態を窺うことができるのは、尚豊請封時<sup>(47)</sup>（一六二三―二七）、尚敬請封時<sup>(48)</sup>（一七二六年）、尚温請封時<sup>(49)</sup>（一七九八年）である。例えば、尚温請封の際の「結状」は、次のような内容である。

結状を具え、琉球国中山王府法司官向天妯・馬文端・毛国棟、長史林家椿・梁允功等、王爵を請襲し、以て封典の永く海疆を固めんが事の為にす。該天妯等、旧例に遵照し結し得たるに、先国王は乾隆伍拾玖年肆月初捌日に薨逝す。王世子、先の乾隆伍拾参年捌月貳拾日棄世するに因り、嫡孫に顧命し、桃を承く。今、嗣君の王世孫、温は誠に嫡長に係わり、端重謹厚、純<sup>字</sup>篤実にして臣、庶婦心し、宜しく王位を嗣ぎ、以て藩服を光やかさん。相応に連僉し、確かなる甘結を具え、親から花押を画して査考に呈繳せん。伏して乞うらくは、大部大人俯、輿情に鑒み、勅賜の

榮封を奏請し永く海疆を固められんことを。天廸等、継続の縁由に遵將して稟明し、結するとこ  
ろは是れ実なり。敢えて冒結して虚誑の咎を致さず。須らく結状に至るべき者なり。

嘉慶参年捌月十九日。結状を具う。琉球国中山

王府法司官向天廸

法司官馬天廸

法司官毛国棟

(以下、七五名略)

すなわち、琉球国王府の臣下七八名が、次期国王尚温の正統性を保証・推戴する結状を礼部へ申請し、皇帝への奏上を願う内容となっているのである。記載形式の特徴は、次の点にある。すなわち、当該期での政治的序列においては、三司官の上位に摂政の尚周が位置すべきであるが、「結状連署者一覽」表に見るように長史の次に王叔として位置づけられている。また、法司官＝三司官の次に位置する長史も不当に高く位置づけられるなど、王府の政治的序列を正確に反映した記載ではない。しかしながら、このような記載方法を採用しているのは、中国の王府制度を強く意識しているからにほかならない。すなわち、明朝の王府制における左右長史の地位は、国相の設置期を除くと概して王府官の中ではもっとも高いものであったからである。<sup>(50)</sup>尚敬請封時の「結状」連署者は六八名であるが、法司官・長史・王叔・王舅・紫金大夫・紫巾官・耳目官・正議大夫・那霸官・過闔理官・毘那官・郷耆老

〔嘉慶三年（一七九八）結状連署者一覽表（七八名）〕

官位/身分	唐名	法司官	向天廸	馬文端	毛国棟	林家椿	梁允功	尚周	尚容	尚恪	向文源	毛世英	向徽義	鄭国枢	蔡世昌	鄭得功	向弘照	翁仲謀	向廷翼	向重勳	向得功	向宏榮	馬継胤				
官位/身分	唐名	紫巾官	向能実	向文彬	蔡寅	毛端龍	毛端麟	向天社	毛端麟	向欽	馬世烈	向文翼	毛文翼	向文龍	毛邦俊	向開基	向處中	向元麟	向元燦	向文煥	向文翼	夏弘道	向元佐	毛成光	翁世煌	向克隆	馬翼才
官位/身分	唐名	過闔理官	馬志昌	武得續	阮成善	陳国佐	陳天龍	鄭作霖	蔡長思	鄭維興	阮民表	鄭天春	阮	林日新	王成勳	阮世萱	梁国鼎	鄭国鼎	翁廷棟	平泰桃	向世作	向以簡	向文耀	向文耀	向文耀	向文耀	向文耀

出典：『歴代宝案』集卷八八

という記載序列は全く同じである。このことは、「結状」形式は明代以来変化することなく清代でも踏襲されていたことを暗示するものと言えよう。詳細は不明であるが、署名の下に各自「花押」を据えていたことが伺われる。この在り方は、尚敬請封時も同様であった。

以上の歴史的経緯で形成された臣下連名による請封形式は、前述したように島津氏支配下にあっても変化することはなかった。中山王権を最終的に仕上げる冊封は、臣下層の同意によってはじめてなした。すなわち、王権は臣下層に支えられるという構造にあったのである<sup>51</sup>。島津氏支配は王権への制約を強化したため、中山王は中国からの冊封によって、すなわち中国皇帝の権威を必要とした。冊封への依存性をたかめることは、それに比例して臣下層の同意・協力を必然化したといえよう。そのことが中山王権の専制性を大きく阻む要因になっていたものと考えられるが、その詳細については別稿を期したい。

#### むすびにかえて

以上、「おかず書」「おかず書」「結状」を手掛かりに、その形式・機能を検討してきた。それらを要約して結びとしたい。

「おかず」という言葉は、古琉球以来の役職就任・交替に際して使用される保証・推挙として近世琉球においても用いられていた。すなわち、本来口頭による推挙（おかず）が、文書様式として定着

し「おかず書」となった考えられるのである。この「おかず書」は、地方の村役人、ノロの就任・交替から上級役人のそれにおいても機能していた。役人の場合には、下からの要請を単独あるいは複数の上司がさらにその上位役人へ推挙するというものであった。さらにまた、「おかず」主体は役人へのみ限定されていたわけではない。村落神女たるノロの交替は、その神女の親族が基本的には「おかず」の主体であった。すなわち、百姓身分も「おかず」主体たりえたことである。要するに、百姓から役人各層のさまざまなレベルにおいて、この「おかず」形式が用いられていたのである。「おかず書」は、その他、叙爵の際にも用いられる文書形式であった。

さらに、「おかず書」という文書形式は、正史「球陽」では、漢文式に「結状」と称されていた。「おかず書」・「結状」の両者は、ともに複数あるいは単独で上位役人へ推挙・保証する形式であった。身分秩序の頂点に立つ國王そのものも、臣下層の連名による「結状」を中国へ上申していた。そのことから、琉球社会においては特定の集団の「おかず」（推挙）が、下は村の下級役人の交替から上は三司官さらに國王の代替りに至るまで共通の構造を有していたことになる。すなわち、冊封関係上の請封形式は、まさしく臣下層連名によって王爵（中山王号）を中国皇帝に「おかず」（推戴）することに外ならない。村役人から國王の代替りを貫く一つの原理として「おかず書」「結状」が存在していたのである。以上のことから「おかず書」「結状」は、琉球王権の特質を解く一つの鍵であることが了解されよう。

〔註〕

- (1) この点に関する筆者なりの研究史整理は、「幕藩体制下の琉球王国」(『日本歴史大系 3—近世』一九八八年、山川出版社)において行つた。
- (2) 先駆的な叙述としては、真境名安興「沖繩一千年史」(初出、一九三三年)の第三章「政庁の組織」がある。ただし、右書は通史としての制約から平板な制度史叙述となっている。また、渡口真清「近世の琉球」(一九七五年、法政大学出版局)において「政庁の組織」「行政の組織」として言及しているが、本格的な分析とは言い難い。
- (3) 拙稿「書評・高良倉吉「琉球王国の構造」」(『歴史の理論と教育』第七二号、一九八八年)、参照。
- (4) 伊波普猷「琉球語大辞典(草稿)」(一九三二年)、『伊波普猷全集』第十一卷、一九七六年、平凡社。
- (5) 「沖繩大百科事典」(一九八三年、沖繩タイムス社)。
- (6) 石垣市立八重山博物館所蔵。本稿はその影印本による。
- (7) この点に関しては、池宮正治氏の御教示にあずかった。
- (8) 「参選状」康熙二十六年条。沖繩県立図書館史料編集室所蔵影印本。
- (9) 「李朝実録」世祖八年二月辛巳条。
- (10) 雍正十三年(一七三三)「久米仲里間切公事帳」(『沖繩久米島 資料篇』一九八三年、弘文堂)。那覇市文化振興課所蔵影印本、参照。
- (11) 「諸役増減抄 雍正・乾隆」(沖繩県立図書館所蔵)。
- (12) 同右。
- (13) 「道光二十四年 進貢船仕出日記」同年二月十八日条。(『琉球王国評定所文書』千三百三十六号、東京大学法学部所蔵)。

- (14) 「田里筑登之親雲上渡唐準備日記」道光三〇年二月二十六日条。(沖繩県立博物館所蔵)。
- (15) 喜舎場朝賢「琉球三寛録」「琉球見聞録」(初出、一九一四年)。
- (16) 「琉球評定所僉議」康熙二十六年条、高志保親雲上跡目僉議(崎浜秀明編「沖繩旧法制史料集成」第三卷)。
- (17) 球陽研究会編「球陽」読み下し編(一九七四年、角川書店)。
- (18) 前掲「沖繩久米島 資料編」。
- (19) 久米島の間切役人と首里居住の地頭との結合関係を示唆するものに次の事例が挙げられる(『大史氏家譜』五世昌敷の項)。なお、この史料については、上江洲均氏の提供にあずかった。記して謝意を表す。

賞

御役公式拾年  
当職三指巻年

大田仁屋

右者久米具志川間切首里大屋子・西銘筑登之黄冠頂戴二付、跡役おかす奉伺御内意候處、

上意被成下候者、大田仁屋事前方二文字役相勤候節、人柄と云、筆算等諸事器量能候者、

尚純様及 御聴二、御殿御奉公被仰付数年相勤申候、就夫当分 中城王子様御勤学之御席末ニ被召

加置候由緒之者ニ御座候間、此節直二首里大屋子役おかす可申出旨奉拜聞候、此等之趣為御

納得申上候、以上

丑十二月一日

真境名親雲上

(康熙四九年)

永山 親 方

右の大田仁屋(後、山城親雲上昌敷)は、「同家譜」によれば、翌康熙五〇年(一七一二)に首里大屋子役に任命された。右「覚」から御殿奉公での経歴等が重視され、首里大屋子役への「おかず」がなされていたのである。山城親雲上昌敷に関しては、上江洲均「久米島の幕制に関する資料二題」(『沖繩県立博物



館紀要」第三号、一九七七年)、参照。

- (20) この点については、前掲拙稿「書評・高良倉吉『琉球王国の構造』」、参照。
- (21) 「のろ代合之時例帳」(中山家文書)。なお、刊本としては「西原町史」(第二卷、一九八四年)、参照。
- (22) 「大湾のろくもい代合之時日記」(法政大学沖縄文化研究所編「沖縄研究資料」5、一九八四年)。
- (23) 在番制については、高良倉吉「近世八重山派遣使者在番年譜について」(「沖縄史料編集所紀要」第五号、一九八〇年)、参照。
- (24) 沖縄県教育委員会刊、影印本。なお、「沖縄県史料」前近代1(一九八一年)、参照。
- (25) 前掲「沖縄大百科事典」「頭」の項。
- (26) 「参遣状」康熙四十年条。
- (27) 雍正十年三月七日付、八重山島在番書状(「同右」)。
- (28) 近世期における久米村に関する専論は、乏しい状況にある。その中で、富島壮英「明末における久米村の衰退と振興策」(中琉文化経済協会主編「第一屆中琉歴史関係国際学術会議論文集」一九八七年)は、数少ない専論である。なお、久米村についての概括は、「久米村」「久米村の位階・役職」(「沖縄大百科事典」)、参照。
- (29) 「宮古島往復文書控」(「多良間村史」第一卷、資料編1、一九八六年)。
- (30) 田名真之「琉球家譜の成立とその意義」(「沖縄史料編集所紀要」第四号、一九七九年)。
- (31) 康熙二八年九月八日付、八重山島在番・頭宛安里親方覚(「参遣状」)。
- (32) その規定は、御物奉行等の僉議を経て国王の裁可によるものであった。以下にそれを掲げる(「参遣状」康熙三三年条)。

僉議ケ条之内抜書

田舎今御座敷位頂戴之儀、向後召留被成之由、先頃被仰定置候、然処二宮古八重山島之儀者何分と不仰渡候、両島之儀者地下間切とハ別条ニ候間、頭役之内卷人ツ、ハ御座敷被下、首里大屋子ハ役位ニ筑登之座敷被下、首里大屋子ハ黄八卷、与人ハ筑登之座敷昇進候ハ、右役儀降候様ニ可被仰定度奉存候

右、僉議被仰付、当三月十九日以書付申上ニ付、達 上聞、右之通ニ被仰定候、為心得申越候間、堅固ニ被次渡候、以上

甲戌十月五日

八重山島  
在番

安慶名親雲上  
富盛 親 方

- (33) 「参遣状」康熙三三年条。
- (34) 「同右」康熙四三年条。
- (35) 「宮古島往復文書控」。
- (36) 「同右」。
- (37) 法政大学沖縄文化研究所編「沖縄研究資料」8、羽地落穂集(一九八七年)。
- (38) 星斌夫編「中国社会経済史語彙」(一九六六年)。
- (39) 滋賀秀三「清代中国の法と裁判」(一九八四年、創文社、一七三―四頁)に次のような簡潔な説明がある。  
「甘結とは、将来或ることを為しました為さざることを誓約し、または或る事実の有無についての陳述に偽りなきこと、もし偽りあれば甘んじて罪に服することを誓う内容の書面であって、官庁が人民から誓約

や証言を取ろうとするときに広く用いられた書式の名である。それが、訴訟をしめくくるためにも利用されたのである。裁判に導う旨の甘結であるゆえ、それは「違結」とも呼ばれた。(中略) 違結を差出すことを称して「具レ違」「具レ結」など簡約な表現もしばしば用いられた。」

(40) 金城正篤「琉球処分」と農村問題」(同「琉球処分論」一九七八年、沖縄タイムス社)。

(41) 法政大学沖縄文化研究所編「沖縄研究資料 6」(一九八六年)。なお、同様の史料に「御位階歳割并褒美物規模写」(「独物語并御扶持方定、外二位階歳割并褒美もの規模」、琉球大学付属図書館伊波普猷文庫蔵)がある。

(42) このような王国の再編策と対外関係との内的連関については、拙稿「近世琉球の外交と社会―冊封関係との関連から―」(「歴史学研究」第五八六号、一九八八年)において言及した。

(43) 東恩納寛惇「宿命の北緯二九度線」(初出、一九五三年、後「東恩納寛惇全集」第四巻所収、二四四頁、一九七九年、第一書房)。氏が一貫して冊封関係を軽視していたことは、氏の卒業論文「琉球方面より見たる島津氏の対琉球政策」(一九〇八年稿)において、「琉球の王位は、冊封を待つて始めて有効なるものにあらず。自ら王位即いて、而して後、冊封を乞ふを常とす。(中略)されば、冊封と王位とは、其實質に於て必ずしも厳密なる聯関なく、冊封とは、単に一虚礼に外ならずと見て可なり」(「島津氏の対琉球政策」として「同全集」第二巻所収、八四頁、一九七八年)という点に明示されている。

(44) 拙稿「琉球王国形成期の身分制について―冊封関係との関連を中心に―」(「年報中世史研究」第二号、一九八七年)。

(45) 「那覇市史 冊封使録関係資料」資料篇、第一巻三。

(46) そのことは、「明実録」万曆二十八年二月丁丑条においても確認しえる。

(47) 天啓三年三月六日付、中山王世子尚豊苑礼部咨文(「歴代宝案」第一集巻四)。同五年二月十九日付、礼

部宛尚豊咨文(「同」第一集巻一八)。同六年二月付、礼部・福建布政使司宛尚豊咨文(同右)。同七年、福建布政使司宛三司官呉鶴齡等咨文(同右)、等々。なお、「那覇市史 歴代宝案第一集抄」資料篇第一巻四、二〇七号、二二二号、二一九号、二二三号文書、参照。

(48) 康熙五十五年十月十一日付、礼部宛三司官翁自道等結状(「歴代宝案」第二集巻八)。

(49) 嘉慶三年八月十九日付、礼部宛三司官向天袖等結状(「歴代宝案」第二集巻八八)。

(50) 布目潮淵「明朝の諸王政策とその影響」(「史学雑誌」第五五編第三、五号、一九四四年)。

(51) 前掲拙稿「近世琉球の外交と社会―冊封関係との関連から―」、参照。